

平成29年9月22日

各障害者支援施設長様  
各関係障害福祉サービス事業所様

名古屋市健康福祉局  
障害福祉部障害者支援課長

腸管出血性大腸菌による食中毒等に係る感染予防対策の啓発等について

みだしのことにつきまして、別添のように厚生労働省より通知がありましたのでお知らせします。

腸管出血性大腸菌による食中毒は、無症状病原体保菌者が調理中に食品を汚染する場合や汚染された食品の殺菌不足等により発生しています。

つきましては、『大量調理施設衛生管理マニュアル』の改正について（平成29年6月16日付け生食発0616第1号、厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長通知）や厚生労働省HP上の「予防のための対策」等を参考にして、衛生管理についてより一層ご配慮いただきますようお願いいたします。

（参考）厚生労働省HP（腸管出血性大腸菌について、予防のための対策など）

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/shokuhin/syokuchu/daichoukin.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/syokuchu/daichoukin.html)

（障害者支援課指定指導係：972-3967）